

鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付要綱第 19 に基づき、令和 3 年度
本事業の基本的事項を公表します。

基金の名称	鶏卵生産者経営安定対策基金
法人名	一般社団法人 日本養鶏協会
基金額(国庫補助金等相当額)	5,169 百万円(5,169 百万円)
基金事業の概要	<p>1 鶏卵価格差補填事業 標準取引価格(月ごと)が補填基準価格を下回った場合において、その差額(補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。)の 9 割を加入生産者に補填する。</p> <p>2 成鶏更新・空舎延長事業 標準取引価格(日ごと)が安定基準価格を下回った場合において、加入生産者が、奨励金の対象となる成鶏の出荷期間中に成鶏を食鳥処理場に出荷し、その後 60 日以上空舎期間を設けた後にふ化場又は育すう業者からひなの再導入を行う場合に当該加入生産者及び当該食鳥処理場に対し、食鳥処理場で食鳥処理された成鶏 1 羽当たりの奨励金を交付する。</p>
定期的な見直しの時期	令和 5 年度からの事業について見直しを行う。
基金事業の目標	鶏卵価格の変動幅を平均価格の±25%以内とする。
給付対象となる事務	<p>1 鶏卵価格差補填事業による価格差補填交付金の交付事務</p> <p>2 成鶏更新・空舎延長事業による奨励金交付事務</p>